

議第8号

高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年3月2日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

地域審議会設置期間の終了に伴い改正しようとする。

高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年高山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会委員長から固定資産評価審査委員会委員までに係る部分（略）		高山市職員の旅費に関する条例（昭和37年高山市条例第21号。以下	教育委員会委員長から固定資産評価審査委員会委員までに係る部分（略）		高山市職員の旅費に関する条例（昭和37年高山市条例第21号。以下
<u>地域審議会委員</u> 公務災害補償等認定委員会委員～水源地域保全審議会委員（略）	日額 9,100円	「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅費額に相当する額	<u>地域審議会委員</u> 公務災害補償等認定委員会委員～水源地域保全審議会委員（略）	日額 9,100円	「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅費額に相当する額
スポーツ推進委員の項（略）			スポーツ推進委員の項（略）		
投票管理者から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分（略）			投票管理者から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分（略）		

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。